

平成27年1月26日

教育委員会第1回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第 1 回定例会記録

◇開会年月日 平成 27 年 1 月 26 日（月曜日）

午後 1 時 28 分開会

午後 2 時 08 分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席委員 5 名

委 員 長	阿 部 邦 英 君	委 員 (委員長職務代行者)	津 嶋 ユ ウ 君
委 員	今 井 多 貴 子 君	委 員	窪 木 好 文 君
教 育 長	境 直 彦 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	木 村 和 雄 君	事 務 局 次 長	草 刈 敏 雄 君
事 務 局 次 長 (震災復興担当)	太 田 敏 彦 君	教 育 総 務 課 長	末 永 秀 夫 君
学 校 教 育 課 長	今 泉 良 正 君	学 校 安 全 推 進 課 長 補 佐	阿 部 勇 志 君
学 校 管 理 課 長	佐々木 正 文 君	学 校 涯 学 習 課 長 補 佐	中 野 裕 平 君
体 育 振 興 課 長	橋 本 淳 君	学 校 補 学 校 施 設 整 備 室 長	柏 春 雄 君

◇書 記

教 育 総 務 課 長 補 佐	石 井 透 公 君	教 育 総 務 課 幹 事	吉 田 直 也 君
教 育 総 務 課 幹 事	加 藤 陽 子 君	教 育 総 務 課 幹 事	横 山 貴 光 君
教 育 総 務 課 幹 事	阿 部 恭 子 君		

◇付議事件

一般事務報告

・教育長報告

- ・教育委員会制度改革に係る関係例規の整備について
- ・湊こども園における学校医等の公務災害補償について
- ・平成26年度教育費に係る補正予算要求について

報告事項

報告第1号 専決処分の報告について

専決第1号 石巻市適応指導教室管理規則

専決第2号 石巻市適応指導教室設置要綱を廃止する告示

報告第2号 専決処分の報告について

専決第3号 平成28年度石巻市立高等学校入学者選抜方針及び日程について

審議事項

第1号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

第2号議案 石巻市学校教育法施行細則の一部を改正する規則

第3号議案 石巻市教育委員会決裁規程及び石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

第4号議案 職員の処分について

その他

午後 1時28分開会

○委員長（阿部邦英君） それでは、おそろいですので、少し早いですが、ただいまより平成27年第1回定例会を開会いたします。

本日の会議ですが、欠席委員はありません。

会議録署名委員の指名

○委員長（阿部邦英君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、津嶋委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

教育長報告

○委員長（阿部邦英君） それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、一般事務報告が4件、報告事項の専決処分の報告が3件、審議事項が4件及びその他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

教育長報告について、教育長から報告をお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） それでは、私から平成27年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る予備調査並びに前期選抜について、市議会関係の2点について報告いたします。

初めに、平成27年度公立高等学校入学者選抜に係る第2回予備調査及び前期選抜についてです。

宮城県全体では1.14倍となり、昨年度より0.01下回りました。石巻地区では、募集定員1,640名に対しまして1,677名の志願者となり、1.02倍となり、昨年度の0.97倍より高くなっております。4月に開校します石巻市立桜坂高校は学励探求コースが0.77倍、キャリア探求コースが1.18倍と第1回予備調査より上回っておりますが、学励探求コースはまだ定員を下回っております。

前期選抜は来月2月3日に各学校で検査が行われます。桜坂高校は学励探求コースが募集人数48人に対して1.69倍、キャリア探求コースが募集人数32人に対して2.41倍と高くなっております。

なお、前期選抜の合格発表は2月10日、後期選抜の検査は3月5日となっております。

次に、石巻市議会平成27年第1回定例会は2月23日開会予定で、3月25日までの予定とな

っております。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。ございませんか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、次に入ります。

教育委員会制度改革に係る関係例規の整備について

○委員長（阿部邦英君） 教育委員会制度改革に係る関係例規の整備について、教育総務課長から報告をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、教育委員会制度改革に係る関係例規の整備についてご説明申し上げます。

表紙番号2の1ページをごらん願います。

初めに、②施策等を必要とする背景及び目的についてでございますが、現在の教育委員会制度は、地方教育行政において、首長から一定の距離を置く独立した行政機関として昭和23年に導入されたものでございます。近年、教育委員会制度についてさまざまな議論が行われてきたところでありますが、大津市のいじめ自殺問題などを契機に、教育委員会制度に関する諸課題について抜本的な改革を行うこととした地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布、平成27年4月1日に施行されることから、本市においても関連する例規等の整備を行うものでございます。

次に、⑤主な内容についてでございますが、教育委員会制度改革につきましては、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しながら、教育委員会の審議の活発化、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携強化、地方に対する国の関与の見直しなど、教育委員会制度の抜本的な改革を図ろうとするもので、次の5つの項目が主な改正点となります。教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、首長が招集する総合教育会議を全ての地方公共団体に設置、教育に関する大綱を首長が策定、国の関与の見直し。

次に、2ページ及び3ページの別紙1をごらん願います。

関連する条例の整備についてでございますが、現行の教育長は、任命に議会の同意を必要とする教育委員としての特別職の身分と、教育委員会が任命する教育長としての一般職の身分を

有しておりましたが、改正法により、新教育長は市長が議会の同意を経て任命、罷免する職となることから、特別職の身分のみを有するものとなります。そのため、具体的な事務執行を行うなど、その職責職務内容に鑑み、常勤とすること、勤務時間中の職務専念義務が課されることとされておりますことから、条例の制定及び一部改正を行うものでございます。

次に、2 ページ及び4 ページから5 ページの別紙2をごらん願います。

関係する規則等の整備についてでございますが、内容につきましては、改正法により変更となります教育委員長制度の廃止、新教育長の身分、服務関係、新教育長の職務関係、教育委員会の組織関係、教育委員会の会議関係について、関係規則等の整備を行うものでございます。また、改正法により、全ての地方公共団体に総合教育会議が設置され、教育に関する大綱を市長が策定することとされたことから、新たに整備するものでございます。

なお、4 ページの別紙2の上から2 番目の石巻市総合教育会議規則及び3 番目の石巻市総合教育会議傍聴人規則の所管課につきましては、協議中と記載しておりますが、総務部総務課が担当することで協議が整いました。

また、条例等の改正内容につきましては現時点での内容であり、今後調整する過程で変更となる可能性がありますので、ご了承願います。

次に、⑥実施した場合の影響・効果についてでございますが、総合教育会議の設置や大綱の策定などにより、これまで以上に市長と教育委員会との意思疎通が図られ、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政の推進が図られるものでございます。

次に、⑧今後の予定及び施行予定年月日についてでございますが、関係条例の整備につきましては、2 月下旬に開会予定の石巻市議会第1 回定例会に提案予定となっております。また、条例等の施行年月日につきましては、平成27 年4 月1 日から施行する予定となっております。

なお、教育委員会関係規則等につきましては、3 月開催予定の第3 回定例会においてご審議いただく予定でございます。

以上で一般事務報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） それでは、次に入ります。

湊こども園における学校医等の公務災害補償について

○委員長（阿部邦英君） 湊こども園における学校医等の公務災害補償について、教育総務課長から報告をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、湊こども園における学校医等の公務災害補償についてご説明申し上げます。

表紙番号2の6ページをごらん願います。

初めに、②施策等を必要とする背景及び目的についてでございますが、本年4月に開園予定の幼保連携型の湊こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律において、教育基本法に基づく学校であり、かつ児童福祉法に規定する児童福祉施設として位置づけされております。学校には、学校保健安全法に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこととされており、学校としての位置づけを持つ湊こども園においても、学校保健安全法が適用され、学校医等を置くこととなるため、その公務災害補償についても同様に規定する必要があることから、関連する条例及び規則を整備するものでございます。

次に、④提案に至るまでの経過についてでございますが、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立したことを受け、平成26年9月に子ども・子育て支援新制度に基づく石巻市立こども園条例を制定し、同年10月と12月に学校医等の報酬に係る協議を石巻市医師会と行っております。

次に、7ページをごらん願います。

⑤主要内容についてでございますが、公立幼稚園と同様に学校医等を置くことに伴い、公務または通勤上の災害に対する補償に関する条例及び規則を整備することとなります。

なお、学校医等の報酬額につきましては、公立幼稚園と同様の基本単価としております。

次に、⑥実施した場合の影響・効果についてでございますが、学校医等を配置して定期健診や健康相談等を実施することにより、園児の疾病の早期発見に努めるとともに、予防指導の強化、健康保持及び増進を図ります。

次に、⑧今後の予定についてでございますが、2月開会予定の石巻市議会第1回定例会に条例改正案を提案し、3月に関連規則の一部を改正し、4月に湊こども園を開園する予定でございます。

以上で一般事務報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対して、ご質問等ありましたらお願いいたします。法に基づく処置ということです。ございませんか。

(「はい」との声あり)

○委員長（阿部邦英君） それでは、次に入ります。

平成26年度教育費に係る補正予算要求について

○委員長（阿部邦英君） 平成26年度教育費に係る補正予算要求について、教育総務課長から報告をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、平成26年度教育費に係る補正予算要求についてご説明申し上げます。

表紙番号2、一般事務報告資料の8ページをごらん願います。

本報告につきましては、平成27年石巻市議会第1回定例会に提案するため、現在、事務局で編成作業を行っている教育費関連の予算要求について報告するものでございます。

初めに、歳入についてご説明申し上げますので、8ページをごらん願います。

歳入につきましては、8ページから11ページまで33件計上しております。そのほとんどが国・県からの交付金、負担金などの決算見込みに伴う予算の整理を要求したものでございますので、そのほかの内容についてご説明申し上げます。

10ページをごらん願います。

番号26については、震災に伴い、震災奨学金給付事業に対して寄せられた寄附金を要求しております。

次に、番号27については、市民文化ホールの建設に対して寄せられた寄附金を要求しております。

次に、番号28については、震災に伴い、学校教育に対して寄せられた寄附金を要求しております。

次に、歳出についてご説明申し上げますので、12ページをごらん願います。

歳出につきましては、12ページから15ページまで44件計上しております。そのほとんどが決算見込みに伴う予算の整理を要求したものでございますので、そのほかの内容についてご説明申し上げます。

番号6については、震災奨学金に対して寄せられた寄附金を奨学資金基金に積み立てるための経費を要求しております。

次に、13ページをごらん願います。

番号14については、山下小学校の暖房用ボイラーの送風管の一部にアスベスト含有素材の使

用が判明したため、その対策に要する経費を要求しております。

次に、15ページをごらん願います。

番号38については、（仮称）市民文化ホールの建設に対して寄せられた寄附金を基金へ積み立てるための経費を要求しております。

次に、繰越明許費についてご説明申し上げますので、16ページをごらん願います。

山下小学校空気調和設備機器等機能復旧事業、複合文化施設整備事業、公立学校施設災害復旧事業、中学校災害復旧事業（移転新築事業）について、事業実施のスケジュール上、年度内に完了しないため、繰越明許費を設定しております。

次に、債務負担行為についてご説明申し上げます。

かなんパークゴルフ場管理運営業務については、平成27年度から5年間、指定管理による管理運営を継続するため、債務負担行為を設定しております。

以上が今回の要求の概要となりますが、要求内容及び要求額につきましては現時点での内容であり、今後の編成作業の過程で変更となる可能性がございますので、ご了承願います。

以上で一般事務報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対して、ご質問等ありましたらお願いいたします。ございませんか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、次に報告事項に入ります。

報告第1号 専決処分の報告について

○委員長（阿部邦英君） 報告第1号 専決処分の報告についての専決第1号 石巻市適応指導教室管理規則及び専決第2号 石巻市適応指導教室設置要綱を廃止する告示、これは関連がありますので、一括して報告を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、専決第1号及び専決第2号について一括して報告を受けたいと思います。

学校教育課長から説明をお願いします。

○学校教育課長（今泉良正君） それでは、私から専決第1号 石巻市適応指導教室管理規則及び専決第2号 石巻市適応指導教室設置要綱を廃止する告示について一括でご説明申し上げます。

本報告につきましては、委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、平成26年12月26日付で異議のない旨、専決処分を行いましたので報告するものでございます。

表紙番号1の1ページから4ページをごらん願います。

本案は、学校不適應等の理由により学校を長期にわたり欠席している児童及び生徒に対し、教育相談や支援、指導を行う適応指導教室について、石巻市適応指導教室条例が平成27年1月5日施行されたことに伴い、あわせて規則を制定するとともに、これまで使用していた要綱の廃止を行うものです。

まず、規則についてご説明申し上げますので、2ページをごらん願います。

初めに、第1条は規則の趣旨を規定し、第2条は開所日を規定しております。第3条は開所時間、第4条は職員、第5条は職務を規定しております。第6条は通所の手続、第7条は通所の決定について規定しております。第8条では、この規定に定めるもののほかに、適応指導教室の管理運営に関し必要な事項が生じた場合について規定しております。

次に、附則であります。本規則の施行期日を平成27年1月5日としております。また、経過措置として、現在、石巻市適応指導教室に入所している対象児童生徒への対応について規定しております。

これまでの要綱につきましては、条例と規則の制定に伴い、廃止することとなります。

以上、ご報告申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対して、ご質疑等ございませんか。

津嶋委員。

○委員（津嶋ユウ君） 2点、職員についてお聞きします。

職員のところの第4条、事務職員を置くことができるというのですが、これまでの適応指導教室では事務職員というのは置いていましたでしょうか。

○委員長（阿部邦英君） 学校教育課長、お願いします。

○学校教育課長（今泉良正君） 事務職員というのは置いていません。嘱託で指導員を置いています。

○委員（津嶋ユウ君） いたんですか。指導員。

○学校教育課長（今泉良正君） ですね。

○委員（津嶋ユウ君） 事務職員とイコールじゃないですよ。仕事の上では兼務していたみたいなのがあったんですか。

○学校教育課長（今泉良正君） 事務関係については学校教育課で行っています。

○委員（津嶋ユウ君） そうですか。じゃ、ちょっとその辺のところを伺いますが、1つは、事務職員を今後は置く方向でこういう管理規則としたということなのかということ、それから指導員は、通所する児童・生徒の人数にもよるんでしょうけれども、何名を考えているのか、1名なのか、2名ぐらい考えているのか、その辺のところありましたら。

○学校教育課長（今泉良正君） 今現在、室長が1名と指導員1名、現在のところそれで運営している状況でございます。

○委員（津嶋ユウ君） そうすると、事務職員については、現在考えているのですか。

○学校教育課長（今泉良正君） 今のところは予定はございません。

○委員（津嶋ユウ君） これまでどおりの配置ということでしょうか。

○学校教育課長（今泉良正君） はい。

○委員（津嶋ユウ君） そうですか。わかりました。

○委員長（阿部邦英君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） それでは、次に入ります。

報告第2号 専決処分の報告について

○委員長（阿部邦英君） 報告第2号 専決処分の報告についての専決第3号 平成28年度石巻市立高等学校入学者選抜方針及び日程について報告を受けたいと思います。

これも学校教育課長から説明をお願いいたします。

○学校教育課長（今泉良正君） 報告第2号 専決処分の報告についての専決第3号 平成28年度石巻市立高等学校入学者選抜方針及び日程についてご説明いたしますので、表紙番号1の5ページから6ページをごらん願います。

教育委員会教育長事務委任等に関する規則第4条第1項第14号の規定により、平成27年1月8日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告するものでございます。

それでは、7ページから8ページの平成28年度石巻市立高等学校入学者選抜方針と平成28年度石巻市立高等学校入学者選抜日程をごらんください。

石巻市立高等学校入学者選抜は、宮城県立高等学校、仙台市立高等学校とともに、宮城県公立高等学校入学者選抜として行っておりますが、平成28年度宮城県立高等学校入学者選抜方針及び日程について、平成26年12月19日付で宮城県教育委員会教育長から依頼がありました。

石巻市立高等学校入学者選抜は、宮城県立高等学校入学者選抜及び仙台市立高等学校入学者選抜と同一要綱、同一問題で実施しており、出題方針や選抜方法も同一であることから、宮城県立高等学校及び仙台市立高等学校と同じ選抜方針及び日程となりますので、ご報告申し上げます。

なお、石巻市立高等学校入学者選抜方針につきましては、石巻市立高等学校が行っていない連携型入試、学校独自検査の実施、社会人特別選抜、通信制課程に関する選抜などの記載を外しましたことを申し添えます。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明について、ご質疑等がございますか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） なければ、報告事項を終了しまして、審議事項に入ります。

第 1 号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

第 3 号議案 石巻市教育委員会決裁規程及び石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

○委員長（阿部邦英君） 第 1 号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則及び第 3 号議案 石巻市教育委員会決裁規程及び石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令については関連がありますので、一括議題として審議したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、第 1 号議案及び第 3 号議案について一括して審議をいたします。

学校教育課長から説明をお願いいたします。

○学校教育課長（今泉良正君） それでは、第 1 号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則及び第 3 号議案 石巻市教育委員会決裁規程及び石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令について一括でご説明申し上げます。

石巻市適応指導教室の規則制定等については、本日の報告第 1 号でもご説明しているところですが、本案件は、関連規則に適応指導教室の事項を追加記載し、整備を行おうとするものです。

表紙番号 3 の 1 ページをお開き願います。

石巻市教育委員会の組織等に関する規則第10条及び20条の本文に適応指導教室を追加し、なお、施設名称及び事務分掌等を第36条の2として追加しております。

次に、10ページをお開き願います。

石巻市教育委員会決裁規程第4条の本文に適応指導教室長を追加し、別表に適応指導教室長の専決事項を追加しております。

続けて、11ページをごらんください。

石巻市教育委員会文書取扱規程第5条の表及び別表に適応指導教室の内容を追加しております。

施行期日につきましては、いずれも附則で平成27年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ありましたらお願いいたします。ございませんか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようでしたら、第1号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則及び第3号議案 石巻市教育委員会決裁規程及び石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第1号議案及び第3号議案については原案のとおり可決いたします。

第2号議案 石巻市学校教育法施行細則の一部を改正する規則

○委員長（阿部邦英君） 次に、第2号議案 石巻市学校教育法施行細則の一部を改正する規則を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、ただいま上程されました第2号議案 石巻市学校教育法施行細則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成27年1月1日から石巻市新住民情報システムの導入に当たり、学齢簿システムが導入されたことに伴い、一部の様式が変更となるため、関係する規則の

整備を行うものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げますので、表紙番号1の10ページ、あわせて表紙番号3の規則等新旧対照表の2ページをごらん願います。

初めに、第3条につきましては、住所地変更等の通知を規定しているものでございますが、児童・生徒等の学齢簿の記載に変更があった場合、全ての事項を記載している現行の様式から、保護者の異動とその他の異動に様式を改めるものでございます。

次に、第4条については、入学期日等の通知及び学校の指定を規定しているものでございますが、小学校と中学校に区分している現行の様式から、共通の様式へ改めるものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を平成27年4月10日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようでしたら、第2号議案 石巻市学校教育法施行細則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、異議がありませんので、第2号議案については原案のとおり可決いたします。

第4号議案 職員の処分について

○委員長（阿部邦英君） 次に、第4号議案 職員の処分についてを議題といたします。

ここで、委員の皆様にお諮りいたします。

第4号議案 職員の処分については人事案件ですので、秘密会として審議することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、異議がありませんので、第4号議案は秘密会で審議することといたします。

○事務局（石井透公君） 委員及び関係説明員以外の方は退席をお願いいたします。

(秘密会開催)

その他

○委員長（阿部邦英君） それでは、その他に入ります。

初めに、委員方からございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○委員長（阿部邦英君） なければ、各課長方からお願いいたします。

○生涯学習課長補佐（中野裕平君） 生涯学習課から平成27年石巻市成人式の実施結果についてご報告いたします。

大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を励ますことを目的に成人式を実施いたしました。

実施期日及び会場ですが、1月5日午後2時より、桃生地区で行っております。また、1月11日日曜日午前11時から、河南地区、北上地区、午後2時から、石巻地区、河北地区、雄勝地区、牡鹿地区で行っております。

対象者数及び出席状況ですが、表のようになります。全体としての出席者数は伸びておりますが、出席率としてはわずかに昨年を下回る状況となっております。

牡鹿地区を除いて実行委員会形式で成人式を実施し、当日の受付、司会、アトラクション、企画運営など多岐にわたって活躍しております。アトラクションなどの実施状況ですが、石巻地区では、誓いの言葉、私たちの20年史、お祝いのメッセージ、みんなのスタート、これはJOCによる応援メッセージになります。河北地区では、意見発表、誓いの言葉、写真撮影、雄勝地区では、誓いの言葉、成人メッセージ、思い出のアルバム、恩師のお祝いメッセージ、写真撮影、河南地区では、誓いの言葉、恩師を囲んで懇談会、写真撮影、桃生地区では、誓いの言葉、思い出のアルバム、恩師の言葉、写真撮影、成人メッセージ、北上地区では、誓いの言葉、恩師の言葉、思い出のアルバム、楽天ゴールデンイーグルス応援メッセージ、写真撮影、牡鹿地区では、誓いの言葉、成人メッセージ、思い出のアルバム、写真撮影などを行っております。

以上で報告をおわります。

○委員長（阿部邦英君） 成人式の実施結果について報告がありました。

そのほか、課長方からありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、次回の定例会の日程についてお願いいたします。

○事務局（石井透公君） 次回、2月の定例会につきましては、2月27日金曜日午前10時から開催する予定です。場所につきましては、市役所本庁舎4階、庁議室で開催いたします。よろしくをお願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） 2月27日金曜日午前10時からとなります。

それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午後 2時08分閉会

教育委員長 阿 部 邦 英

署名委員 津 嶋 ユ ウ